

四館PR動画作成等業務委託仕様書

1 委託業務名

四館PR動画作成等業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

3 目的・趣旨

本県が誇る個性豊かな富山県美術館・富山県水墨美術館・富山県[立山博物館]・高志の国文学館（以下、「四館」という。）が、さらなる美術館等の知名度向上や来館者数の増を図り、芸術文化や本県の魅力を伝えるため、四館の魅力をPRする動画の作成と首都圏でのイベントを開催する。

4 委託業務の内容

（1）PR動画の作成・放映

① 動画の企画・構成

プロポーザルでの提案内容を基に、委託者と協議を行い、内容を決定する。決定した内容を基に、シナリオ、ナレーション、テロップ、BGM、イラスト（絵コンテを含む）等を制作すること。解像度については、70インチ程度の大型モニターでの再生も想定し、4K もしくは FHD を確保すること。

② 撮影

企画構成に基づき、動画の制作に必要な撮影を行うこと。なお、撮影に係る肖像権・著作権の処理を行い、制作された動画やこれをもとに編集された動画・画像を受託者が二次利用できるように同意を得ること。また、撮影に係る使用料、出演料、謝礼等の費用が発生する場合は受託者が負担すること。

③ 編集

映像の加工・編集、BGM・音声、テロップ挿入等の編集作業を行うこと。完成までに委託者による複数回の内容確認及び修正指示等の機会を設けること。

④ 動画の内容

四館及び各館の施設や収蔵品等の魅力を紹介し、各館の知名度の向上と来館者の増加につながるものとするとともに、単なる施設紹介に留まらず、多くの人々が四館に興味関心を抱く独創的な内容とすること。

（例）短編ドラマ仕立て、アニメーションなど

- ・四館全体の紹介動画（3分程度）1本
- ・各館別の紹介動画（30秒程度）4本

※提案内容によっては、再生時間の変更も可とする。なお、動画は SNS（Facebook、X（旧 Twitter）、Instagram など）への投稿も想定し、字幕・テロップ等を適宜挿入することで、無音でも内容が伝わるものとする。

⑤ 放映等

作成した動画について、委託者と協議のうえ、効果的な媒体、場所を選定のうえ放映すること。放映時期は動画作成後から令和7年3月31日（月）までの間とし、媒体や場所、放映時期は予算の範囲内で最も効果的と思われるものを提案すること。

（例）JR 富山駅構内のデジタルサイネージ、立山駅・室堂駅のデジタルサイネージ、動画共有サービス（YouTube など）での配信、各種 SNS（Facebook、X（旧 Twitter）、Instagram など）での配信

⑥ 成果物の納品に関する業務

【映像作品】

Blu-ray : 1枚

DVD : 1枚

データ : MP4 形式

【制作過程で作成した資料一式】

企画書、絵コンテ、映像素材、写真素材、シナリオ等

⑦ 著作権等

業務により生じた著作権及びその他一切の権利は県に帰属するものとし、受託者は著作者人格権等を行使しないものとする。また、本業務の履行に当たり必要な権利処理については、受託者の責任と費用負担において行うものとする。

(2) 首都圏での四館PRミニイベントの開催

四館と本県のPRを図るためのミニイベントを首都圏で実施するもの。

【開催日】

令和6年秋頃（予定）

【会場】

日本橋とやま館レストラン「はま作」（予定）

【業務内容】

企画運営、ゲスト・司会の手配、広報、設営・撤去、行事進行、現状復旧などイベントの実施に係る全ての業務。

- ・参加者に四館と本県の魅力が伝わるイベントを企画し、実施すること。

- ・イベントの開催とあわせて、イベント参加者以外にも魅力が伝わる事業を実施すること。
（例）オンライン配信、テレビ・ラジオ等メディアとの連動企画など
- ・シナリオ、会場レイアウトを作成すること。
- ・広報は、SNS 等を有効に活用し、広く首都圏在住の方にイベントについての周知を図ること。

5 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する総括責任者及び進行管理者をおくこと。

本業務の担当所管との打合せ協議は、毎月1～2回程度、対面又はWEB会議にて実施し、連絡を密に取り、情報共有をすること。

6 その他留意事項

- (1) 本仕様書に記載された業務に加え、プロポーザルにおける企画提案にかかる業務を実施すること。
- (2) 本仕様書に掲げる内容については目安であり、各々の事業の詳細については、企画提案によるものとする。
- (3) 本仕様書の内容については、予算の範囲内で変更する場合がある。
- (4) 本委託業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。また、再委託先及び再委託する業務の範囲について、事前に委託者の承認を得なければならない。
- (5) 受託者は、本業務の履行により直接又は間接に知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。
- (6) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (7) この事業は、国の交付金を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、当該委託業務が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保管すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項に疑義が発生した場合は、両者協議を行うこと。